

議会用語の解説

大和市議会で用いられている議会運営の用語をわかりやすく解説するためにまとめたものです。

なお、大和市議会の運営方法をもとにしていますので、他の議会と解説の内容が異なる場合があります。

◆ あ

用語	よみかた	解 説
委員会	いいんかい	委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。 常任委員会は、本会議に提案された議案や請願・陳情をより詳しく審査するために設置されています。 議会運営委員会は、議会の運営や議長の諮問事項等について審査します。また、特別委員会は、特定の問題について調査・審査を行うため、必要に応じて設置されます。
委員会審査報告書	いいんかいしんさほうこくしょ	委員会に付託された議案などの審査が終わったときは、報告書を作り委員長から議長に提出します。
委員会付託	いいんかいふたく	議案などをより詳しく審査するために、関係する委員会に付託(まかせること)をします。 各委員会では、付託された議案や請願・陳情について執行機関から詳しく説明を受けたり、質疑するなど審査して、委員会として賛成するか、反対するかを決定します。
委員長報告	いいんちょうほうこく	会期最終日に本会議を開き、各委員会の経過や結果が報告されます。
意見交換会	いけんこうかんかい	議会基本条例の施行により、市民の多様なご意見を議会活動に生かすため、市民や団体等との意見交換会を実施します。
意見書	いけんしょ	地方自治法の規定に基づき、国会や国の関係省庁などに対し、制度改善の要望など市の公益に関することについて、議会としての意思をまとめた文書を提出することができます。この文書のことを意見書といいます。
意見陳述	いけんちんじゅつ	請願や陳情が行われた場合、委員会での審査の過程で、請願者や陳情者が委員長の許可のもとに意見を述べることをいいます。 大和市議会では事前に申出書の提出が必要です。
一般質問	いっばんしつもん	議員が本会議で、議長の許可を得て市の一般事務について質問することをいいます。
延会	えんかい	議事日程の案件が終了せず、その日の会議を終了することをいいます。

◆ か

用語	よみかた	解 説
開会	かいかい	市長の議会招集に応じて、本会議を開き、議会が法的に活動できる状態に置くことをいいます。

会期	かいき	議会が法的に活動できる期間(開会日から閉会日まで)のことをいいます。
開議	かいぎ	その日の会議を開くことで議長が宣告します。
会議録	かいぎろく	会議の次第を記録した公文書のことをいいます。 会議録に記載すべき事項は、会議規則に定められています。
会議録署名議員	かいぎろくしょめいぎいん	本会議の内容を記録した会議録に議長とともに署名する議員のことをいいます。
会派	かいはい	政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成されるもののことをいいます。 大和市議会では、所属議員数2人以上を結成要件としています。
休会	きゅうかい	会期中に一定の期間、会議が開かれず、休止している状態にあることをいいます。
議案	ぎあん	議会の議決を経るために、市長又は議員や委員会が提出する案件のことをいいます。
議員	ぎいん	市民の代表として、通常4年ごとの選挙によって選ばれます。議員の定数は条例で定めることになっており、大和市の場合は現在28人となっています。なお、立候補できる人は、選挙権のある満25歳以上の市民です。
議会運営委員会	ぎかいうんえいいいんかい	議会の運営に関する事項などについて話し合うために設置された委員会のことをいいます。
議会基本条例	ぎかいきほんじょうれい	二代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めた条例をいいます。
議決	ぎけつ	議案についての賛成・反対の意見(討論)が述べられ、全ての意見が出た後に議案や請願・陳情について、採決を行います。 議案の議決結果の可否は、可決又は否決、請願・陳情については、採択又は不採択といいます。
議事日程	ぎじについでい	議長が定める、その日の会議の議事の順序等を記載したもののことをいいます。
議席	ぎせき	本会議場で議員が着席する場所で、議長が指定します。 大和市議会では、議長席から見て前列左側より右に1番から付番しています。議席には番号及び氏名標が設置されています。
議長及び副議長	ぎちょうおよびふくぎちょう	議会は、議員の中から議長及び副議長1名を選出します。 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表します。 副議長は、議長に事故などがあるときに、議長の職務を行います。
決議	けつぎ	意見書と同様に議会の意思を表明するもので、議会の意思を対外的に表明するなどの理由でなされる議決をいいます。

◆ さ

用語	よみかた	解 説
採決	さいけつ	議長又は委員長が本会議や委員会で表決をとる行為のことをいいます。
散会	さんかい	その日の議事日程が終了し、その日の会議(本会議)を閉じることをいいます。
質疑	しつぎ	議案等について、討論、表決の前に疑問点をたずねることをいいます。
上程	じょうてい	議案を議題とすることをいいます。
常任委員会	じょうにんいんかい	市議会で取り扱う問題は、幅広い分野にわたっています。そのため、専門的な立場から審査を行うことを目的として、各部門に分かれた委員会を設置しています。 大和市には、総務常任委員会、厚生常任委員会、文教市民経済常任委員会、環境建設常任委員会があります。
条例	じょうれい	市が法令の範囲内で、制定する自主法の一つで、議会の議決で制定される市の決まりをいいます。
審議	しんぎ	本会議において、議案などの説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程のことをいいます。
審査	しんさ	委員会として、付託を受けた議案等を論議し、一応の結論を出す一連の過程のことをいいます。
請願	せいがん	要望や意見を市に伝える一つの方法で、憲法や地方自治法で認められている住民の権利です。 市議会に請願する場合は、市議会議員の紹介により請願書を提出します。
政務活動費	せいむかつどうひ	議員の調査研究のための必要経費として、会派又は会派に所属しない議員に対して交付する費用をいいます。
専決処分	せんけつしょぶん	議会を招集する時間的余裕がない場合等に、市長が条例等を決定することをいいます。 処分を行った後、議会へ報告し承認を求める必要があります。

◆ た

用語	よみかた	解 説
陳情	ちんじょう	要望や意見を市に伝える一つの方法で、憲法や地方自治法で認められている住民の権利です。 請願は、議員の紹介が必要ですが、陳情は必要ありません。
追加議案	ついかぎあん	議会の会議の初日に提出、上程される議案のほかに会議期間中に追加して提出、上程される議案のことをいいます。
提案説明	ていあんせつめい	議会に提出した議案について、提出の理由とその議案の主な内容を明らかにするために、提出者が行う説明のことをいいます。 市長提出の議案は市長が、議員提出の議案は当該議員が説明を行います。

定足数	ていそくすう	会議を開き、有効に議題を審議するために最低限必要な出席議員の数で、議員定数の半数以上とされています。
定例会	ていれいかい	年4回決まった時期に開かれる議会のことをいいます。 大和市議会では、3月、6月、9月及び12月に招集することを常例としています。
登壇	とうだん	本会議において発言する場所である演壇に上がることをいいます。
答弁	とうべん	本会議や委員会などで、議員の質疑、質問に対して市長や教育長などが回答や説明などを行うことをいいます。
討論	とうろん	表決の前に議題になっている議案等に対し、賛成か反対かの意見を表明することをいいます。
特別委員会	とくべついいんかい	特定の問題について審査するため、必要に応じて設置される委員会をいいます。 大和市には、現在基地対策特別委員会が設置されています。
動議	どうぎ	議会の席上において、議員から提案される議事進行上などの発議を動議といい、文書による修正動議等と口頭によるものがあります。いずれも所定の賛成者を必要とします。

◆ な

用語	よみかた	解 説
二元代表制	にげんだいひょうせい	市長と市議会議員のそれぞれを住民が直接選ぶ制度をいいます。

◆ は

用語	よみかた	解 説
表決	ひょうけつ	議案などに対して賛成又は反対の意思を表明することをいいます。 表決の方法は、起立や投票などがあります。
付議事件	ふぎじけん	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
閉会	へいかい	議長の閉会宣告で会議の終わりとなります。
本会議	ほんかいぎ	市議会の意思を決定する話し合いの場として、定例会と臨時会があります。 最初に会期が決められ、その期間中に本会議や委員会が開かれ、議案が審議・審査されます。
傍聴	ぼうちょう	議員以外の方が会議の状況を傍で聞くことです。 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会など傍聴できます。

◆ ら

用語	よみかた	解説
臨時会	りんじかい	特定の案件に限って審議するために開かれる議会のことをいいます。